

東京大学追分国際学生宿舎管理運営規則実施細則

平成22年9月30日 制定

(趣旨－規則第22条関係)

第1条 この細則は、東京大学追分国際学生宿舎管理運営規則(以下「規則」という。)第22条に基づき、規則の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定員－規則第6条関係)

第2条 東京大学追分国際学生宿舎(以下「宿舎」という。)の入居定員のうち、大学院学生(外国人留学生を除く。)及び外国人留学生の宿舎の入居定員は、それぞれ入居定員の3割程度とする。

(入居申請手続－規則第8条関係)

第3条 入居申請手続は、次により行う。

- (1) 規則第7条第1項第1号及び第2項に該当する者は、様式1入居申請書及び様式2家庭状況等調書並びに添付書類(所得証明書等)を本部奨学厚生課に提出してこれを行う。
- (2) 規則第7条第1項第2号に該当する者は、東京大学宿舎入居申請オンラインシステムに必要事項を入力してこれを行う。

(入居許可－規則第9条関係)

第4条 規則第9条に定める選考は、規則第7条第1項第1号及び第2項に該当する者は管理運営責任者が、規則第7条第1項第2号に該当する者は東京大学グローバルキャンパス推進本部(以下「推進本部」という。)が、別に定める選考基準に基づいて、それぞれ行う。

- 2 推進本部は、前項の選考結果を管理運営責任者に報告する。
- 3 管理運営責任者は、入居を許可する者に様式3宿舎入居許可書により通知し、併せて申請受付番号を公示するものとする。

(入居手続－規則第10条関係)

第5条 入居手続は、次に掲げる書類を入居時に本部奨学厚生課に提出してこれを行う。

- (1) 入居届(様式4)
- (2) 誓約書(様式5)

(入居許可の取消し－規則第11条関係)

第6条 入居許可の取消しは、様式6入居許可取消通知書を入居を許可された者に交付して行うものとする。

(宿舎運営費負担額－規則第13条関係)

第7条 納付された宿舎運営費負担額は、返還しない。

- 2 宿舎運営費負担額は、入居又は退去の日が月の中途であっても、月額とする。
- 3 宿舎運営費負担額のほか、入居者は、入居時に退去時清掃費及び損害賠償費を管理運営責任者が指定するところに従い納付する。
- 4 退去時清掃費及び損害賠償費は、退去時に清算をして残額がある場合には退去者に返還する。
(光熱水料等－規則第14条関係)

- 第8条 規則第14条に規定する光熱水料等は、電気料金、水道料金、ガス料金、通信費をいう。
- 2 宿舎内における居室以外にて消費される光熱水料等の経費は、宿舎運営費負担額を充当する。
 - 3 入居者は、居室に係る光熱水料等の経費を宿舎運営費負担額とは別に、個別契約のうえ納入する。

(遵守事項－規則第15条関係)

第9条 規則第15条第1項第4号により遵守すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ステレオ、楽器、自転車、オートバイ、カラオケ等による騒音を出さないこと。
 - (2) 敷地内での喫煙は指定された場所以外は禁止、空き缶等ゴミは所定の場所に捨てること。
 - (3) 発火若しくは爆発のおそれのある危険物又は不潔若しくは悪臭のある物品は持ち込まないこと。
 - (4) 自動車、自転車等を周辺道路に違法に駐車しないこと。
 - (5) ゴミ保管施設及びゴミ容器を清潔に保ち、収集指定場所には指定日以外はゴミを持ち出さないこと。
- 2 規則第15条第1項第5号に該当する必要事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 入居期間中に、外泊、旅行、帰省等1週間以上不在となるときは、様式7外泊届を事前に宿舎事務室に提出すること。ただし、海外への渡航時については、期間にかかわらず様式7外泊届を事前に宿舎事務室に提出すること。
 - (2) 転入手続等官公庁に必要な手続を行うこと。

(共同生活の自主規律－規則第17条関係)

第10条 入居者は、規則第17条に基づいて定められた規約に同意したものとする。

- 2 規則第17条第4項に規定する措置として、管理運営責任者は入居者の共同生活を円滑にするための要員を配置することとし、その必要経費は入居者の負担とする。

(退去申請手続－規則第18条第1項関係)

第11条 退去申請手続は、様式8退去申請書を退去予定日の14日前までに本部奨学厚生課に提出してこれを行う。

(退去事由等－規則第19条第3項関係)

第12条 規則第19条第3項第1号により管理運営責任者が退去を命ずる事由は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 休学（休学の理由が6ヶ月以内の海外修学である場合を除く）
- (2) 停学
- (3) 留学（留学の期間が6ヶ月を超える場合）

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。